

マイナンバー制度が始まります

問合せ先
企画財政課行革推進係
☎22212



マイナンバー制度は（社会保障・番号制度）は、住民票を持つ全ての方に異なる12桁の番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を利用し、複数の機関に存在する一人の情報が同じ情報であることを確認するために活用される制度です。

マイナンバー導入により次のような効果が期待されます

国民の利便性の向上

申請時に必要な課税証明書などの添付書類が省略されるなど、行政手続が簡単になり、皆さんの負担が減ります。
※自治体間で連携されるのは、平成29年7月から。

行政の効率化

国や自治体などで複数の業務間連携が進むので、情報の照合・転記・入力などにかかる時間や労力が軽減し、作業効率が向上します。

公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止し、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。

マイナンバーはいつ導入するの？

今年、平成27年10月以降、下田市の住民票を持つ方一人一人に12桁のマイナンバーが通知されます。中期在留者や、

特別永住者などの外国人の方も対象です。

原則として、市から住民票の住所にマイナンバーが記載された通知カードを送付します。住民票と異なる所にお住まいの方はご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです

マイナンバーが漏えいして不正に使用される恐れがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切に保管してください。

個人番号カードは 何に使えるの？

個人番号カードは市に申請することで平成28年1月以降、希望者に交付されます。カードの表面には氏名、住所、生年月日、性別と本人の

顔写真、裏面にはマイナンバーが記載され、本人確認の身分証明書として利用できます。自治体によって受けられるサービスは異なりますが、カードに搭載されるICチップ、電子証明書を活用し、様々な利用を検討しています。
また、e-Taxをはじめ、各種電子申請で利用できます。※住民基本台帳カードをお持ちの方は、個人番号カード交付時に返却していただきます。

マイナンバー(個人番号)はいつから使えるの？

平成28年1月以降、次のような社会保障、税、災害対策の行政手続で必要になります。

- ① 年金を受給するとき
- ② 健康保険を受給するとき
- ③ 毎年6月に児童手当の現況届を提出しようとするとき
- ④ 所得税及び復興特別所得税の確定申告
- ⑤ 税や社会保障の手続…など

マイナンバーは法律や自治体の行政手続でしか使用することはできません。

各機関の情報連携は、国は平成29年1月以降に、地方公

共団体は平成29年7月以降に順次始まります。
申請時の課税証明書などの添付の負担が省略され、利便性が向上します。

民間事業者の方々もマイナンバーを扱います

健康保険や、厚生年金の手続、源泉徴収の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

また、法人には一人法人につき一つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。

民間事業者の方々には制度が始まる前に準備をお願いします

- ① マイナンバーに対応した人事・給与等のシステム対応
- ② マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討
- ③ マイナンバーを適切に扱うための従業員研修や社内規定づくり

※国の特定個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」をご参照ください。

個人情報外部に漏れる可能性は？



マイナンバーの情報を漏えいを防ぐため、個人情報を一元管理せず、年金情報は年金事務所、税の情報は税務署、といったように、従来通り分散して管理します。

また、自分の個人情報を「誰が、いつ、なぜやりとりしたのか」を確認する手段として、平成29年1月からマイナポータル(情報提供等記録開示システム)が稼働予定です。

マイナンバーを他人に提供してはいけません!

マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されま(法律に規定があるものは除く)。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱う人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

- ① 平成27年10月～
- ② 平成28年1月～
- ③ 平成29年1月～
- ④ 平成29年7月～

マイナンバー制度の今後の流れ



マイナンバーの通知(通知カード)を住民票の住所へ送付開始

- 社会保障・税・災害対策の手続きで個人番号の利用開始
- 申請者に個人番号カードを送付

国の行政機関の間で情報連携を開始



地方公共団体なども含めた情報連携を開始

マイナンバーの通知について

住民票があるすべての方が対象です。
住民票の住所にマイナンバーの通知カードが届きます(順次)。
住所登録や変更が済んでいない方は市民保健課市民係(窓口②)で手続きしてください。

通知カード(すべての方に送付)

平成27年10月から順次、住民票の住所に送られるマイナンバーを通知するためのカードです。

記載事項

- ・マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別
- ※身分証明書としては利用できません。
- ・個人番号カードを申請するときや、マイナンバーの確認をするときに必要になりますので、なくさないでください。



個人番号カード(希望者に交付)

平成28年1月から希望者に交付されるカードです(顔写真付きICカードです)。

記載事項

- マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真
- ※マイナンバーの確認時のほか、公的な身分証明書、e-taxの電子申請などで利用ができます。



マイナンバー制度に関するお問い合わせは

国のマイナンバーコールセンターまで
☎0570-20-0178 (外国語 ☎0570-20-0291)

9:30～17:30(土日祝日、年末年始を除く)

※一部IP電話で上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。
※外国語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応しています。